

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年5月7日 13時05分ごろ
発生場所	長崎県西海市松島北西方沖 松島港松島防波堤灯台から真方位249°1,700m付近 (概位 北緯32°56.7′ 東経129°35.1′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	令和元年5月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.7m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1m、水温 約19℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、天候の悪化に伴い、松島北西方沖の釣り場から帰航していたところ、船首方に波を受けてほぼ停留した状態が続き、船外機の燃料油がなくなり、漂流して予備携行燃料を給油中、船首が西方を向いた状態で右舷方に波高約1mの波を受けて右舷側が持ち上がり、左舷側に転覆した。</p> <p>固型式及び膨脹式の救命胴衣を着用していた操縦者及び同乗者は、落水後、転覆した本船の船底に上がり、携帯電話で知人を通じて海上保安庁に通報し、来援した水難救済会の所属船舶に救助された。</p> <p>本船の周辺で釣りを行っていたゴムボートは、天候が悪化する前に帰航し、係留地に到着していた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、非防水型の携帯電話を防水パックに入れておらず、落水後、操縦者の携帯電話は濡れて使用できなかったが、カップのポケットに入れていた同乗者の携帯電話は使用できた。</p>
分析	本船は、天候が悪化する状況下、釣りを続けたことから、帰航の際、船首方に波を受け、ほぼ停留した状態が続いて船外機の燃料油がなくなり、漂流して予備携行燃料を給油中、右舷方に波高約1mの波を受けて右舷側が持ち上がり、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、天候が悪化する状況下、釣りを続けたため、帰航の際、船首方に波を受け、ほぼ停留した状態が続いて船外機の燃料油がなくなり、漂流して予備携行燃料を給油中、右舷方に波高約1mの波を受けて右舷側が持ち上がり、左舷側に転覆したものと考えられ

	る。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ミニボートは、波や風の影響を受けやすいので、天候の悪化が予想される場合は、余裕を持って早めに帰航すること。・ 乗船中は、防水パックに入れた携帯電話又は防水型の携帯電話を身に付けておくことが望ましい。